

訪問看護予防訪問看護サービス利用における 重要事項説明書

事業所番号： 2863390650

法人名： 株式会社せかい

まはな訪問看護リハビリステーション

様が、利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知って頂きたい内容を説明いたします。遠慮なく質問をしてください。

(1) 事業所について

1、指定訪問看護サービスを提供する事業所について

名称	株式会社 せかい
所在地	兵庫県伊丹市西台1丁目6-6-502
代表者名	代表取締役 桑江やよい
電話番号	072-774-5204

2、利用者様に対してサービス提供を実施する事業所について

事業所名	まはな訪問看護リハビリステーション
所在地	兵庫県伊丹市西台1丁目6-6-502
電話番号	072-774-5204
事業所番号	訪問看護／予防訪問看護（指定事業所番号 2863390650）
サービスと提供できる地域	伊丹市、尼崎市

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	株式会社せかいが設置する、まはな訪問看護リハビリステーション（以下、「事業所」という。）において実施する指定訪問看護・予防訪問看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護・要支援状態にある利用者様に対し、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立って適切な事業の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">① 事業者が実施する事業は、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常を営む事が出来るよう配慮してサービスを提供する。② 事業の実施にあたっては、必要な時に必要なサービスが提供できるよう努めます。③ 事業の提供にあたっては、利用者様の要介護状態・要支援状態の軽減若しくは悪化の予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者様の立場に立ったサービス提供に努めます。④ 事業の実施にあたっては、利用者様の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス、および福祉サービスを提供する者との連携に努めます。⑤ 前④の他、関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

(3) 営業時間

営業時間	8:30～17:30
営業日	日～土 (ただし、12月31日～1月3日は除く)

(4) 職員体制

	資格	業務の内容
管理者	看護師	業務全般の管理
従業者	看護師、理学療法士、言語聴覚士	指定訪問看護・予防指定訪問看護サービスの提供

(5) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
平日・土・日・祝	○				

※時間帯により料金が異なります。

3、サービス内容

- ・ 健康状態の観察・ 医師の指示による医療処置
- ・ 服薬管理・服薬指導
- ・ 清潔ケア
- ・ 排泄ケア
- ・ 栄養管理・食事指導
- ・ リハビリテーション
- ・ 認知症・精神疾患の看護
- ・ ターミナルケア・緩和ケア
- ・ 医療機器の管理
- ・ 家族への介護指導・相談支援
- ・ 多職種（医師・ケアマネ等）との連携
- ・ 緊急時の対応・相談 など

※訪問看護師の禁止行為

- ・ 利用者様もしくはご家族等の金銭、預金通帳、証書、書類等の預かり
- ・ 預金の引き出し
- ・ 利用者様もしくはご家族からの金銭又は物品、飲食物の授受
- ・ 利用者様もしくはご家族を訪問看護師の車に同乗する行為
- ・ 利用者様もしくはご家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他の迷惑行為
- ・ 利用者様以外に対するサービス

- ・買い物、調理、掃除
- ・身体拘束その他の利用者様の行動を制限する行為

3、利用料金

定められている料金を頂きます。

別紙参照

4、料金の支払い方法

未締め、翌26日引き落としもしくは、未締め翌10日前後に集金

5、サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等から、サービス利用のご相談やご依頼があった場合、サービス開始前に当事業所職員がご自宅へお伺いします。

契約締結後、居宅サービス計画書に基づき（医療保険での介入時除く）訪問看護計画書を作成し、サービス提供を開始します。

① サービス実施記録について

当事業所ではタブレット端末による訪問看護記録システムを使用しております。

サービス提供記録票は電子データとして事業所で保管します。ご希望の場合は事業所より印刷してお渡します。

(2) サービスの終了

① 利用者様の都合でサービスを終了する場合は、サービスを終了する日の1週間前までにお申し出ください。

② 弊社都合：人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合は、終了1か月前までに通知します。

ただし、セクハラや恫喝等、職員に危害が加わる可能性がある場合は事実発覚次第終了します。

③ 以下の場合は双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了します。

・利用者様が介護施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の介護状態区分が非該当（自立）と認定された場合。（この場合、条件変更で再契約できます。）

・利用者様が死亡された場合

6、弊社訪問看護サービスの特徴

看護師がご利用様ご自宅を訪問し、医師の指示に基づいた看護や医療の支援や療養上ご支援をいたします。

住み慣れたご自宅や地域で安心してお過ごしいただけるよう、心を込めてお手伝いいたします。

事業の実施あたっては、関係市町村、地域の保健・福祉サービスと綿密な連携を図り、在宅生活が維持できるよう、ご支援いたします。

(1) サービス利用のために

事項	有無	備考
訪問看護師の固定	無	担当制ではございません。指名も出来ません
男性看護師・セラピスト	有	清潔・排泄ケア等は配慮いたします。
従業員への研修	有	
サービスマニュアル	有	適切なサービス提供に努めます。

7、虐待防止について

利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に上げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を配置します。

虐待防止のための対策を検討する会議を定期的で開催し、その結果を従業員に周知徹底を図ります。

虐待防止のための指針を整備します。

従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を見つけた場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者：桑江やよい
-------------	-----------

8、緊急時の対応方法について

利用者様に対する指定訪問看護サービスの提供中に、利用者様の病状が変化した場合は医師等と連携し必要な処置を講じます。

9、事故発生時に対応について

利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者様のご家族、利用者様に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、事実確認後速やかに賠償します。

10、業務持続計画の策定等

- (1) 感染症に係わる業務持続計画及び災害に係わる業務持続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係わる研修を定期的に（年1回）行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

11、衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する会議を実施します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12、利用の中止、変更、追加

気象庁により警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険と事業所が判断した場合は、事業所からの申し出により訪問スケジュールを変更及びキャンセルさせて頂く場合があります。

私は、契約書及び本書面により、事業所（ 桑江やよい ）から訪問看護についての重要事項説明を受け同意します。

令和 年 月 日

利用者様（甲）

住所

〒 _____

兵庫県

利用者氏名 _____

代筆者氏名 _____

続柄（ ）

事業者 住所〒664-0858

兵庫県伊丹市西台1丁目6-6 フォレスト伊丹502

事業者名 株式会社せかい

事業所名 まはな訪問看護リハビリステーション

代表者名 桑江やよい